

委託契約書(案)

沖縄県知事 玉城康裕（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、
沖縄科学技術向上事業「令和7年度先端研究施設研修」に係る業務委託について、次の条項により契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、沖縄科学技術向上事業「令和7年度先端研究施設研修」（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2 乙は、委託業務を期間内に完了し、甲は、その委託料を支払うものとする。

（委託業務の方法）

第2条 乙は、別紙の仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、委託業務を実施しなければならない。
2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

（委託業務の期間）

第3条 委託業務の期間は、契約の日から令和8年2月28日までとする。

（委託料）

第4条 委託業務に対する委託料は、金 円（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額 円）とする。ただし、業務の実施後、業務の収支精算額が委託料を下回ったときは、その精算額をもって委託料とする。

（注）「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、第三者に対し、業務を委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、甲の承認を得た場合はその限りではない。また、この契約に基づいて生ずる権利を譲渡してはならない。

（契約保証金）

第6条 乙は、契約保証金として第4条に定める委託料の100分の10を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当すると認められる場合は、免除する。〔※免除の場合は、免除規定を記載する。〕

（進捗状況の報告等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について実地及び書面による検査を実施し、又は乙に対して報告を求め、必要な指示をするものとする。

(委託業務内容の変更)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙と協議のうえこの契約の内容を変更することができる。

- (1) 賃金、物価等に著しい変動があったとき。
- (2) 天災その他の災害により著しい被害を受けたとき。
- (3) 本契約を履行するために必要な物品に係る税について変動があったとき。
- (4) 行政目的上、又はその他の理由により、この契約の内容について仕様を変更し、あるいはこの契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じたとき。

2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から 30 日以内に整わない場合には、前項に規定する変更の内容は甲が定めるものとする。

(計画変更の承認)

第9条 乙は、仕様書に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、その旨を文書により申し出て、甲の承認を受けなければならない。ただし、変更に係る内容が軽微なもの（仕様書で定める各費目間の 20 パーセント以内の流用（人件費への流用及び一般管理費への流用を除く。））である場合については、この限りでない。

2 甲は、前項に定める事項の承認をするときは、条件を付すことができる。

(危険負担)

第10条 委託業務の実施に応じて生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。

(完了報告等)

第11条 乙は、委託業務が完了したとき（委託業務を中止し、又は廃止した時を含む）は、その日から起算して 10 日を経過した日までに、遅滞なく甲に対して委託業務にかかる業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、業務完了報告書に基づき検査を行い、乙にその結果を連絡する。

3 乙は、甲の検査に合格しない場合は、直ちにこれを補正しなければならない。この場合において、補正の完了を持って営業終了とみなし、前項の規定を適用する。

(委託料の額の確定)

第12条 甲は、前条の実績報告書の提出を受け、その報告にかかる業務委託の成果が本契約の内容に適合するものであり、かつ、領収書等の証拠書類により支出額、支出内容等が適正であると認められるときは、支払いすべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

2 甲は、前項の規定において、領収書等の証拠書類により支出額、支出内容、履行及び支出の事実が確認できない経費の全部又は一部について、支払いすべき委託料の額に含めず確定することができる。

(委託料の支払)

第13条 乙は前条第1項に定める通知を受けた後に、委託料の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、第1項の規定による適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により、前項の委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じて年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(甲の任意解除権)

第14条 甲は、業務が完了するまでの間は、次条又は第16条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第28条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するとき。

ア 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人であ

る場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 第15条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第20条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。
2 前項の規定にかかわらず、業務実績がある場合において、甲は、業務実績に係る確認後、業務実績に相応する委託料相当額を乙に支払わなければならない。なお、業務実績に相応する委託料相当額は、甲と乙とが協議して定めるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(解除に伴う措置)

第21条 乙は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項前段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 15 条、第 16 条によるときは甲が定め、第 14 条又は第 18 条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。
- 3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(違約金)

第 22 条 乙は、期限までに業務を終章しないときは、遅延日数に応じ、契約金額に対し、年 2.5 パーセントの割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(甲の損害賠償請求等)

- 第 23 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 債務不履行があるとき。
 - (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第 15 条又は第 16 条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合(第 18 条の規定により解除した場合を除く。)は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合(前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第 2 項の場合(第 16 条第 1 項第 7 号及び第 9 号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(乙の損害賠償請求等)

- 第 24 条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第 18 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(不当介入に関する通報・報告)

第 25 条 乙は、本契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

2 乙は、第 29 条第 4 項により第三者に委任し、又は請負させたとき、当該第三者が暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否させ、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保持)

第 26 条 乙は、本契約による作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。

3 乙は、個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

(著作権)

第 27 条 成果物の著作権及び所有権は、甲に帰属する。ただし、本委託事業にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 28 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第 29 条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の企画提案参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10 日前までに再委任承認申請を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負させた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第 1 項から第 4 項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(委託業務の経理等)

第 30 条 乙は、委託業務に係る経費について、会計帳簿及び雇用・就業の状況を明らかにする

ための書類等を備え、他の経理と明確に区分して記載し、用途を明らかにするものとする。

- 2 乙は、前項及び第 11 条に規定する書類を契約の日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保管し、甲の求めに応じ、乙の費用負担によっていつでも供覧に供することができるようにするものとする。
- 3 乙は本委託業務を実施するにあたり、原則として財産（備品等）の取得を行わないものとする。

（疑義の協議）

第 31 条 この契約に定めのない事項又はこの契約履行につき疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

第 32 条 前条の規定による協議が整わない場合など、この契約に関する一切の紛争に関して、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
氏 名 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住 所
氏 名